

宴会約款

第1条 適用範囲

- (1) 本約款は、JR タワーホテル日航札幌（以下「当ホテル」といいます。）における宴会、会食、会議、催事その他これらに類する集まり（以下「宴会等」といいます。）に伴う宴会場その他当ホテル施設の利用に関する一切の契約条件を定めるものとします。
- (2) 本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

第2条 申込みおよび契約の成立

- (1) 宴会等の申込みをされる場合は、当ホテル所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、当ホテルにご提出いただきます。
- (2) 宴会等の利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、当ホテルが前項の申込みを承諾した時点で成立するものとします。
- (3) 当ホテルは、利用契約の成立に際し、申込金または前払金の支払いを求めることがあります。
- (4) 前項の申込金または前払金は、宴会等の利用代金、取消料、実費その他お客様が当ホテルに対して負担すべき金員の一部として充当するものとします。

第3条 宴会時間および追加料金

- (1) 宴会場等の使用開始時刻から終了時刻までの契約上の利用時間（以下「宴会時間」といいます。）については、当ホテル所定の料金を申し受けます。
- (2) 宴会時間を超過して使用される場合には、当ホテル所定の追加料金を申し受けます。
- (3) 宴会時間の前後に準備または撤去のための時間を要する場合、その合計が1時間以内であるときは無料とし、1時間を超える場合には、超過時間に応じた追加料金を申し受けます。
- (4) 次の宴会場利用その他当ホテルの都合により、宴会時間の延長をお受けできない場合があります。

第4条 有料人数の確定

- (1) 料理その他人数に応じた手配を要する人数（以下「有料人数」といいます。）は、宴会開催日の3日前正午までに当ホテル担当者へご連絡ください。
- (2) 10名を超える人数変更については、宴会開催日の7日前までにご連絡ください。
- (3) 前二項の期限経過後は、すべての手配が完了していることを前提とし、実際の出席人数が有料人数を下回った場合であっても、有料人数分の料金を申し受けます。
- (4) 実際の出席人数が有料人数を上回る場合には、料理内容、席次、会場設定その他提供内容を変更させていただく場合があります。

第5条 手配品等の変更・取消し

- (1) 装花、看板、音響、照明、映像、記念品その他宴会等に関して手配を要する物品または役務（以下「手配品等」といいます。）の数量変更または取消しについては、宴会開催予定日の14日前までに当ホテル担当者へご連絡ください。

- (2) 前項の期限経過後の変更または取消しについては、お受けできない場合があります。
- (3) 別注品、外注品その他既に発注、制作または手配済みの手配品等については、変更または取消しができない場合があります。
- (4) 前各項に基づき変更または取消しができない場合、または既に実費が発生している場合には、お客様に当該実費をご負担いただきます。

第6条 取消料および期日変更料

- (1) お客様が利用契約を解除し、または宴会開催日を変更される場合には、以下のとおり取消料または期日変更料を申し受けます。
 - 取消料・期日変更料
 - ・宴会開催日から起算して181日前まで：ご予約会場の正規会場室料の10%
 - ・180日前から121日前まで：ご予約会場の正規会場室料の30%
 - ・120日前から91日前まで：ご予約会場の正規会場室料の50%
 - ・90日前から61日前まで：ご予約会場の正規会場室料の80%
 - ・60日前から31日前まで：ご予約会場の正規会場室料の100%
 - ・30日前から11日前まで：宴会等のお見積額の70%
 - ・10日前から前日まで：宴会等のお見積額の80%
 - ・当日：宴会等のお見積額の100%
- (2) 前項に定めるほか、既に制作、発注、手配その他の準備に伴って発生した実費（外部事業者の契約条件に基づき当ホテルが負担する取消料その他の費用を含みます。）については、別途請求させていただきます。
- (3) 取消料、期日変更料および実費の合計額が、当ホテルに現実に生じた損害額を超える場合には、当該損害額を上限とします。
- (4) 名目上は日程変更その他の変更であっても、実質的に利用契約の解除と同視できる場合には、当ホテルは取消料を申し受けることがあります。

第7条 前払金および利用代金の支払い

- (1) 当ホテルは、宴会等のお見積金額に基づき、指定期日までに申込金または前払金のお支払いをお願いする場合があります。
- (2) 実際の請求金額と前払金等との間に差額が生じた場合には、当ホテルの指定する方法により精算させていただきます。
- (3) 支払期日までに申込金、前払金または利用代金のお支払いが確認できない場合、当ホテルは催告のうえ利用契約を解除できるものとします。
- (4) 前項により当ホテルが利用契約を解除した場合であっても、当ホテルは既に発生した取消料、実費その他の損害について請求することができます。

第8条 食品の衛生管理

- (1) 当ホテルは、食品衛生上の観点から、宴会場等において提供した料理および飲料の持ち帰りを原則としてお断りいたします。
- (2) 当ホテルが個別に持ち帰りを認めた場合であっても、その後の保存状態、衛生管理、飲食に伴う事故その他一切の結果について、当ホテルは責任を負いません。

第9条 貴重品等の管理

- (1) 現金、貴重品その他お客様の携帯品については、お客様ご自身の責任において管理していただきます。
- (2) 当ホテルは、寄託を受けた場合を除き、盗難、紛失、滅失または毀損について責任を負いません。

第10条 装飾、設備、音響、照明、余興等

- (1) 宴会等に関連して装飾、音響、照明、映像、余興、司会、写真撮影、録音、録画その他の手配を外部事業者へ委託する場合には、事前に当ホテルの承諾を得てください。
- (2) 外部事業者が宴会場等へ搬入、設置、作業または搬出を行う場合には、当ホテルの指示に従っていただきます。
- (3) 外部事業者の作業に起因して当ホテルまたは第三者に損害が生じた場合には、お客様にその責任を負っていただくことがあります。

第11条 損害賠償

- (1) お客様、お客様の関係者またはお客様が委託した外部事業者が、故意または過失により当ホテルの施設、設備、備品その他の物品を破損、汚損、滅失し、または第三者に損害を与えた場合には、お客様にその損害を賠償していただきます。
- (2) 当ホテルの責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合、当ホテルは、当該宴会等に関してお客様から現実に受領した代金総額を上限として賠償責任を負うものとします。
- (3) 前項の規定は、当ホテルに故意または重過失がある場合には適用しません。

第12条 利用契約締結の拒否および解除

- (1) 当ホテルは、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用契約の締結をお断りし、または既に成立した利用契約を解除することができるものとします。
 - ①お客様または出席予定者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、反社会的勢力その他これらに準ずる者である場合
 - ②お客様または出席予定者が、法令または公序良俗に反する行為をするおそれがある場合
 - ③他のお客様、近隣住民または当ホテルに著しい迷惑または危害を及ぼすおそれがある場合
 - ④宴会等の内容が、申込み時の内容と著しく異なる場合
 - ⑤天災、災害、感染症の流行、行政機関による命令または要請、設備故障その他当ホテルの責に帰することのできない事由により、宴会場等の利用が困難となった場合
 - ⑥第7条に定める支払いが行われない場合
 - ⑦本約款または当ホテルの指示に従っていただけない場合
 - ⑧安全かつ円滑な宴会等の運営が困難であると当ホテルが合理的に判断した場合
- (2) 前項に基づき当ホテルが利用契約を解除した場合であっても、当該解除の原因がお客様の責めに帰すべき事由によるときは、既に発生した実費、取消料その他の損害について請求できるものとします。

第13条 禁止事項

- (1) 当ホテルは、宴会場等の利用にあたり、次の各号に掲げる行為を禁止します。
 - ①犬、猫、小鳥その他の動物、家禽類等の持込み。ただし、盲導犬、介助犬、聴導犬その他法令により認められる場合を除きます。
 - ②発火または引火性の物品、悪臭を発する物品その他危険物の持込み

- ③賭博その他風紀を乱す行為または他のお客様に迷惑を及ぼす行為
- ④備品その他当ホテル施設の移動、破損または汚損
- ⑤利用目的以外での宴会場等の使用
- ⑥当ホテルの承諾のない飲食物の持込み
- ⑦法令または公序良俗に反する行為
- ⑧当ホテル従業員に対する暴言、威迫、不当要求または過度な要求
- ⑨その他当ホテルが不適切と判断する行為

第 14 条 食物アレルギー対応

- (1) 当ホテルでは、お客様の安全確保を最優先とし、食物アレルギーをお持ちのお客様に対しては、あらかじめ設定した低アレルゲンメニューによる対応を基本としております。
- (2) 個別の食材除去、変更、代替その他個別のご要望に基づく対応は、原則として承っておりません。
- (3) 食物アレルギーに関するお申し出は、宴会開催日の 14 日前までに当ホテル担当者へご連絡ください。
- (4) 当日のお申し出による対応はいたしかねます。
- (5) 調理は同一厨房内で行い、調理器具、洗浄設備その他の設備を共用しているため、微量のアレルゲン物質が混入する可能性を完全に排除することはできません。
- (6) 重篤な症状（アナフィラキシー等）が想定される場合には、お客様の安全確保の観点から、当ホテルの判断により宴会等の利用をお断りする場合があります。
- (7) お客様におかれましては、当ホテルが設定し、ご案内している低アレルゲンメニューの内容および第 5 項に規定する微量アレルゲン物質の混入の可能性を踏まえ、最終的なご利用判断をお願い申し上げます。

第 15 条 著作権等

- (1) 宴会等において、音楽、映像、写真、配信コンテンツ、上映物その他第三者の著作物、著作隣接権、商標権、肖像権その他の権利の対象となるものを使用する場合には、お客様の責任と費用において必要な権利処理を行っていただきます。
- (2) 前項に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、お客様において解決していただくものとし、当ホテルに損害が生じた場合には、その損害を賠償していただきます。

第 16 条 不可抗力

- (1) 天災、火災、停電、感染症の流行、行政機関の命令または要請、交通機関の不通、戦争、暴動、労働争議その他当ホテルの責に帰することのできない事由により、宴会等の履行が全部または一部不能となった場合、当ホテルはこれにより生じた損害について責任を負わないものとします。
- (2) 不可抗力による宴会等の履行の全部または一部不能の場合、当ホテルは、お客様に対し、第 6 条に定める取消料または期日変更料を請求しません。ただし、利用契約のために既に発生した実費（外部事業者の契約条件に基づき当ホテルが負担する取消料その他の費用を含みます。）については、当該費用を申し受ける場合があります。

第 17 条 個人情報の取扱い

- (1) 当ホテルは、宴会等の申込みおよび利用に関連して取得した個人情報を、法令および当ホテルの個人情報保護方針に従い適切に取り扱います。

第 18 条 準拠法および合意管轄

- (1) 本約款の解釈および効力は、日本法に準拠するものとします。
- (2) 本約款または宴会等の利用に関して生じる一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条 本約款の提示および変更

- (1) 当ホテルは、予約申込みの受付時まで、本約款を利用契約の内容とする旨を表示し、ウェブサイトその他相当な方法により本約款の内容を提示します。
- (2) 当ホテルは、民法第 548 条の 4 に定める場合、本約款を変更することがあります。この場合、変更内容および効力発生日を、ウェブサイトへの掲載その他相当な方法により周知します。

2026 年 11 月 1 日 最終改定